

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和3年度目標と取り組み内容	
1 生活支援の充実	援体1制の情充報実提供・相談支	1	障がい者等に対する効果的な情報提供手段の活用	福祉課	障がい者の生活に関わる様々な情報を市民の誰もが手軽に入手することができるよう、市広報紙やホームページ等を活用し、情報提供を行う。	
				秘書政策課	市公式HPのトップページをリニューアルするとともに、サイト内設計を見直し、市HPのアクセシビリティ（高齢者・障がい者の利用への配慮）、ユーザビリティ（必要な情報を探しやすいこと）を向上させる。	
		2	相談支援体制の充実・強化	福祉課	適正に対象者の障がい特性をアセスメントしてサービス提供が行えるよう、ネットワーク会議を開催し、各相談支援事業所等との連携強化を図る。また、研修会等を開催し、支援体制の充実を図る。	
	2 障がい福祉サービスの充実		3	自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	福祉課	自立支援協議会全体会を中心に、各部会を通して、障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を行うとともに、関係機関等との連携強化を図る。
			4	介護給付及び自立訓練体制の充実	福祉課	事業所の指定や定員増の申請について、計画に位置付けられている事業量見込みに基づき、適正に判断し県知事に対して意見書を提出する。
			5	短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実	福祉課	在宅で障がい者・障がい児を介護している家族が急病等で一時的に対応ができない時や一時的な休息のために安心して利用できるよう、必要なサービス量の確保と利用促進を図る。
			6	外出支援の充実	福祉課	障がい者の社会参加を積極的に進めるため、移動支援の充実を図るとともに、福祉タクシー券の交付を継続する。また、当該制度の周知に努める。
			7	入所・入院から地域生活への移行・地域定着に向けた支援体制の充実	福祉課	社会福祉協議会が実施するライフサポート事業等を活用し、地域生活への移行を支える仕組みを充実させる。また地域移行の進捗に合わせ、グループホームなどの居住の場の提供を行うほか、自立生活援助事業等の利用促進を行う。 令和3年度から始まる宗像市地域生活支援拠点等について、参画事業者を募り、地域生活への移行・地域定着に必要なサービス提供体制の充実を図る。
8	視覚・聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援	福祉課	手話通訳者の派遣事業や日常生活用具給付事業の情報・意思疎通支援用具を給付することでコミュニケーション支援を行う。			
3 地域福祉の推進		9	地域に根ざした福祉活動の促進	宗像市社会福祉協議会	国の施策や宗像市、社会福祉協議会の諸計画に沿って、地域に根ざした福祉活動を促進する。	
				コミュニティ協働推進課	人づくりでまちづくり事業補助金により地域福祉の推進に寄与する活動に対して支援を行う。必要に応じて行政テーマ型事業の募集について担当課と検討を行う。	
		10	ボランティア活動の支援	宗像市社会福祉協議会	障がいへの理解・ボランティア活動の促進、環境整備に向け、研修や講座を企画・実施する。また「V-Net」や広報紙、SNS等情報ツールを駆使し、支援及び連携体制構築に努める。	
11	地域共生社会の実現に向けた障がい者等の地域活動の推進	福祉課	障がい者が自治会やコミュニティ運営協議会等が行う地域活動に参加するために必要な支援を行い、障がい者の地域活動の推進を図る。			
4 保健・医療の充		12	身体障がいの原因となる生活習慣病等の予防と早期発見・早期対応	健康課	市特定健診・がん検診の受診率及び、市特定保健指導実施率の向上に努める。 市民が健康診査の受診、健康的な日常生活を維持するための自己管理や生活習慣の維持・改善に取り組むことができるよう、ふくおか健康ポイントアプリの活用を推進、広報等による啓発、個別の保健指導、生活習慣病予防教室や地域における健康教室・健康相談を行う。	
		13	こころの健康づくりの推進による精神障がいの発生予防	健康課	うつ病予防スクリーニングを実施し、うつ病等の早期発見、関係機関との連携による支援を行う。 こころの健康づくり講演会や市ホームページ等で、こころの健康や相談窓口の周知・啓発を行うとともに、ゲートキーパーを養成する。	

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和3年度目標と取り組み内容
	5 防災対策の推進	14	災害の基礎知識の啓発・広報及び情報伝達手段の確保・充実	危機管理課	自治会を対象とした防災講座を実施し、災害の基礎知識の習得に向けた啓発や防災情報の入手方法等について説明を行う。
		15	避難行動要支援者支援事業の推進と関係機関との連携	危機管理課	岬地区をモデル地区として地域と協力し「避難行動要支援者の個別避難確保計画」の作成を進めていく。併せて福祉部局（健康福祉部、ケアマネジャー、民生委員等）との連携を強化し、事業の推進を図っていく。
		16	自助・共助・公助が一体となった連携体制	危機管理課	東郷地区をモデル地区として「地区防災計画」の策定を進め、共助の連携を進めるとともに、広報等を通じて防災啓発を行うことで自助の重要性も推進していく。加えて、消防本部や警察等の関係機関との連携を密に行うことで公助の充実も図っていく。
		17	避難所の整備推進	危機管理課	避難所運営マニュアルの啓発だけでなく、各地区で訓練を実施することで有事の際に備えたい。併せて、引き続き備蓄品の整備を実施していく。また引き続き、福祉避難所協定の締結についても進めていく。
2 雇用・就労支援の促進	1 障がい者のための総合的な雇用・就労支援	18	障がい者雇用への理解啓発・広報の推進	福祉課 障害者就業・生活支援センターはまゆう	障がい者の就労セミナー等への参画を促し、障がい者雇用への理解と対応についての啓発を行う。また、企業同士の横のつながりを作ることで、更なる障がいに対する理解を深めることを目的とし、企業交流会を開催する。宗像市商工会との連携を強化し、会員に向けた新しい施策を協議する。
		19	就労から定着まで一貫した就労支援サービスの利用促進	福祉課 障害者就業・生活支援センターはまゆう	就労定着支援事業に関して、各関係機関と連携し情報共有を図る。特に、就労移行支援事業を利用する方には、就労定着支援事業の説明を丁寧に行い、職場に定着することを目的としていただくよう意識付ける。
		20	就労支援関係機関等との連携による就労支援体制の充実	人事課	市役所の職場において、知的障がい者を1年以内の期間を単位として短期雇用し、1年から3年の業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現をはかるチャレンジ雇用を継続する。
				障害者就業・生活支援センターはまゆう	就労部会を開催し、各就労系サービス事業所や関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図る。積極的に情報交換を行いながら、計画的に就労支援を進めていく。
				農業振興課	農家の人手不足解消と障がい者雇用の促進を図るため、障がい者就業支援機関や就労支援施設と連携し、イチゴ培土ポット詰めなど具体的な農作業における農福連携の実証に取り組む。
21	障害者就労施設への工賃向上支援	福祉課	障がい者就労施設等の工賃向上のため、庁内及び関係各所において障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組む。あわせて「宗像まごころ市」の出店を支援する。		
		秘書政策課	企業との連携事業やイベント等、まごころ市開催の機会を創出する。		

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和3年度目標と取り組み内容
3 生活環境の整備	1 施設 化の バ 道 リ 路 ア ・ フ 公 共	22	公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	施設整備課	道路等の整備事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。
				維持管理課	道路・公園等の改修事業や修繕においては、バリアフリー化もしくは段差等の低減を検討・実施する。
				建築課	公共建築工事関連事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。
		23	福祉のまちづくりのための啓発活動の充実	福祉課	福祉のまちづくりがすべての人々にとって暮らしやすい街づくりであることの啓発に努める。また、人の無理解やマナー違反によるバリアが生じることのないよう、啓発に努める。
	24	「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進	福祉課	障がい者が安心かつ安全に利用できるよう、「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知を行い、利用の促進を図る。	
	2 機 上 関 の 利 公 便 共 性 交 の 通	25	利用しやすい公共交通体系の構築	都市再生課	JRやバス等の運行事業者へ交通環境の改善に向けた働きかけを行っていくとともに、バリアフリー車両の積極的な導入を要望していく。
		26	ふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上	都市再生課	住民ニーズに応じた効率的な運行を目指し、コミュニティ運営協議会や運行事業者等と時刻表や路線について協議し、改定を行う。
27		新たな公共交通手段の導入の検討	都市再生課	日の里地区で実証運行しているAI活用型オンデマンドバス（のるーと）の問題点や効果を検証するとともに、民間の公共交通機関も含めた、持続可能な公共交通体系の構築について研究する。	
4 障がい理解の促進と権利擁護の推進	1 障がい理解と差別解消の促進	28	啓発・広報活動の充実	福祉課	国、県などの啓発パンフレット、市広報紙やホームページ、ヘルプマーク等を利用したり、街頭啓発活動を行い、障がい者への理解と差別解消を図る。
		29	学校教育における人権教育・福祉教育の充実	教育政策課	地域共生社会の実現のために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努める。
				宗像市社会福祉協議会	社会福祉協議会が策定する第3次福祉教育推進計画に基づき、学校における福祉教育を推進する。
		30	障害者就労施設等の製品の展示・販売等の実施	福祉課	市役所内福祉売店「ハートループ」で製品の販売を行い障がいへの理解を深める。
	31	障がい者差別解消の推進	福祉課	宗像市障害者自立支援協議会の権利擁護部会を開催し、障がい者差別事例の共有化と解決に向けた方策を検討する。	
			人権対策課	令和2年4月から「宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、障がい者差別などあらゆる差別の解消に向け、教育・啓発活動を行う。 また、人権問題啓発強調期間において、関係部署、関係機関の職員と連携し、街頭啓発活動を行う。啓発グッズを福祉施設から購入し、障害者週間では、福祉課と共催で人権啓発作品展を実施する。	
	2 権利擁護の推進	32	障がい者への虐待防止	福祉課 宗像市社会福祉協議会	障がい者虐待防止に関する周知・啓発を行うとともに、障がい者虐待事案が発生した際は、市と障害者虐待防止センターが連携し、迅速かつ適切な対応を図る。また、県主催の研修会等を活用し、職員の資質向上を図る。
		33	障がい者の権利擁護の充実	福祉課	市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、成年後見制度の活用促進を図るほか、宗像市障害者自立支援協議会の権利擁護部会を開催し、障がい者差別事例の共有化と解決に向けた方策を検討する。
				宗像市社会福祉協議会	社会福祉協議会が実施する権利擁護事業（ライフサポート事業・日常生活自立支援事業）及び法人後見事業の適切な運営支援を行うとともに、成年後見制度利用促進に向けた取り組みについても検討を行い、市全体の権利擁護支援の充実に努める。
				宗像市消費生活センター	障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれないために関係団体と連携を図り、情報提供や被害にあった際の相談支援の充実に努める。
男女共同参画推進課	「こころと生き方の相談」、「女性支援相談」及び「法律相談」において、障がい福祉部局等関係機関と連携して、困難を抱える障がい者の相談支援を実施する。				

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和3年度目標と取り組み内容
5 障がい児支援の充実	1 障がい児の相談支援及び発達支援の充実	34	乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	子ども家庭課	各種母子保健事業を通して、関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもへの早期支援を図る。
		35	児童発達支援の充実	福祉課	宗像市障害者自立支援協議会の生活部会（児童関係）を活用し、提供するサービスの質の向上・充実を図るほか、教育機能を活用し、支援者のための研修や情報交換等を行う。
				子ども支援課	発達に支援が必要な子どもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう関係機関と連携した相談支援を行う。 就学前の児童を対象に、療育施設「のぞみ園」で個々の課題に応じた療育を行う。
		36	子どもの発達支援に関する広報・啓発活動の充実	子ども支援課	市内保育施設、小中学校等関係機関との連携、市広報紙やホームページ等を活用した広報を行う。 市民等を対象に、発達障がいに関する講演会を開催する。
		37	ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築	福祉課	障がいのある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、庁内関係各課が情報共有や意見交換を行う場を設ける。
		38	障がい児の地域支援体制の構築に向けた取り組み	福祉課	地域の中核的な療育支援施設としての役割を担う、宗像市児童発達支援センター（仮称）設置について、近隣市町村の状況を注視しつつ、福岡県とその設置方法等を協議、検討する。
				子ども支援課	発達に支援が必要な子どもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう、庁内連携をさらに強化するとともに、保育所、小・中・義務教育学校・医療機関等との連携を主軸とした相談支援体制を継続する。
				子ども育成課	【学童保育所】障がい児（小学校の特別支援学級在籍児童）及び要配慮児童（通常学級在籍だが特別な配慮が必要な児童）が学童保育所へ登所する場合には、加配指導員を配置するが、一施設あたりの加配指導員の上限を4人としていること（要綱）について、令和3年度の障がい児及び要配慮児童の登所状況を確認し、指定管理者と協議を行い改正を検討する。また学童保育所と小学校の情報交換の場を子ども育成課主催で設け、子どもの小学校と学童保育所の連続した生活の支援を行う。 【保育所・幼稚園・認定こども園】 障がい（発達障がい含む）があっても集団生活の機会が得られるように、市が、障がい児（発達障がい含む）を受け入れた市内保育所、幼稚園、認定こども園に対し、加配職員（保育士、保育補助者）の人員費の一部を補助する。関係機関と連携し情報共有を図る。また、施設職員を対象とした研修を実施する。
39	医療的ケア児支援に向けた取り組み	福祉課	医療的ケアを必要とする子どもとその家族が適切な支援を受けられるよう、国や県、医療機関等関係機関と連携し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるため、必要な検討を行う。		
40	放課後等デイサービスの充実	福祉課	必要に応じて、適切に放課後等デイサービスの支給決定を行う。会議等を通して関係事業所との連携強化と的確な情報提供を行う。		

第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画

施策分野	基本的方向性	施策番号	《今後の取り組み》項目	担当課等	令和3年度目標と取り組み内容
	2 障がい児の教育支援の充実	41	特別支援教育の周知・啓発活動の充実	教育政策課	適切な支援を受けることができるように、特別支援教育に対する周知・啓発活動の充実を図る。一人ひとりの実態に応じた学びの場に就学できるように支援するとともに、就学後も特性や適応状況等に応じて柔軟に学びの場を変更できることについて周知を図る。さらに、共生社会の実現のために、道徳科の学習を中心に児童生徒の人権に関する理解を深めるとともに、教育活動全体を通じて、豊かな情操や規範意識、公共心など児童生徒の人格形成の基盤となる豊かな人権感覚を育成する。
		42	特別支援教育の充実	教育政策課	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立し、全教職員で情報を共有しながら、組織的に対応できるようにするとともに、全ての教職員が特別支援教育を理解し、特別支援教育の視点を持って学級運営や授業を行うことができるよう各種研修会を実施する。令和2年度全児童生徒に整備したタブレットを活用した指導を行う。教育委員会に特別支援教育指導員を配置し、市立学校の教職員に対して特別支援教育に係る指導助言や支援を行う。また、支援を必要とする児童生徒に関して学校での面談・聞き取りを行い、児童生徒の実態に応じた就学に繋げる。支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな支援が行き届くよう、特別支援教育支援員を学校に配置する。
		43	教育環境の整備	学校管理課	自由ヶ丘小学校、自由ヶ丘南小学校、河東西小学校のトイレ洋式化等の大規模改造を実施する。
		44	教育関係機関等との連携推進	教育政策課	一貫した継続性のある支援を行うため、庁内関係各課で情報を共有し、意見交換を行うとともに、学校、保護者、関係機関など地域全体の連携強化を図る。福岡教育大学、県立特別支援学校と市立学校の連携を深め、特別支援教育の充実を図る。
学校整備プロジェクト室	城山中学校改築事業の設計業務を行い、現在、敷地高低差がありエレベーターのない同校のバリアフリー化を進める。福岡教育大学敷地内にて県立特別支援学校用地の造成工事を行い、同校の設置による対象児童生徒等の利便性やセンター的機能を活用して本市特別支援教育の向上を図る。				
6 社会参加の推進	化芸1 術活動が等いの者推進のスポーツ・文	45	スポーツ・運動活動を通じた生きがいづくりに向けた取り組みの推進	文化スポーツ課	小中学校や福祉施設を訪問し、障がい者対象のスポーツ講座を実施し障がい者スポーツの啓発を行う。
		46	文化芸術活動の推進	文化スポーツ課	文化芸術でのまちづくりを実現するためのアートマネージメントの人材育成について調査・研究を行う。将来的にはアートマネージメントができるコーディネーターを育成、活用し、市内小学校の特別支援学級、障がい者施設等とアーティストを結び付け、文化芸術ワークショップ等の実施やアート通じた施設同士の交流を実現する。
				図書課	市民図書館で、大活字本ややさしくてわかりやすいLLブックの購入、拡大読書器及びリーディングトラッカーの設置、電子図書館サービス導入により読書活動を支援する。